●嗜好用大麻の規制緩和に関する新規立法及び関係法律を改正する諸法案の概要

立法趣旨

近年、我が国では若者を中心に大麻の栽培・使用が急増している。大麻は厳格に規制されているが、他の麻薬と比べて毒性が弱く、今後も全面的な規制を維持するのは、自由主義の観点から問題がある。そこで、大麻の社会的害悪性の最小化に努めつつも、日本大麻専売機構のコントロールのもと、大麻の流通を一定範囲で認め、大麻の個人使用を許容する措置を講じる。

全体像

許可

公安委員会

監督

免許

免許

資格

大麻使用資格者

大麻提供業者

大麻製造業者

第二種大麻栽培者

日本大麻専売機構

免許

国

風営法

大麻取締法

大麻専売機構設置法

C:\Users\AYAKA\AppData\Local\Microsoft\Windows\Temporary Internet Files\Content.IE5\77GWXT9B\MC900231213[1].wmf　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 C:\Users\AYAKA\AppData\Local\Microsoft\Windows\Temporary Internet Files\Content.IE5\XI43032D\MC900343629[1].wmf



ni

　C:\Users\0400550384\AppData\Local\Microsoft\Windows\Temporary Internet Files\Content.IE5\Y1Z5UAW4\MC900303909[1].wmf　　　　 　

C:\Users\0400550384\AppData\Local\Microsoft\Windows\Temporary Internet Files\Content.IE5\YUC9RP9O\MC900055451[1].wmf

大麻の流れ

法案の概要

**2.大麻取締法の廃止改正**

○「大麻取締法」を「大麻に関わる規制及び大麻専売事業の適正な運営に関する法律」と改める。

○嗜好用大麻に関する専売権・監督権は国に専属し、その実施は大麻専売機構が行う。

○大麻取扱者（三条）について、現行の二者を「第一種大麻取扱者（都道府県所管）」とし、「第二種大麻栽培者」、「大麻製造業者」「大麻提供業者」を「第二種（国所管）」として規定する。また、「大麻使用資格者」の条文を新設し、欠格事由・資格証交付手続き・罰則等について定める。大麻の購入・使用は、大麻提供施設内で、大麻使用資格者ごとに定められた基準の範囲内に限ってこれを認める。

**1.独立行政法人大麻専売機構法の制定**

○独立行政法人通則法に基づいて大麻専売機構法を制定し、大麻専売機構を設置する。

○同機構の主な役割は以下の４つである。

　・第二種大麻栽培者、製造業者、提供業者に対する免許、使用者に対する資格証を発行すること

　・第二種大麻栽培者と製造業者から大麻及びその製品を買い取り、提供業者に売り渡すこと

　・必要に応じ大麻の輸入・研究を行うこと

　・大麻及び大麻製品の品質、数量、価格等につき必要な規制・監視を行うこと

**3.風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の改正**

○「大麻提供営業の規制」に関する章を新設する。

○大麻提供業者が営業所を設置する際には、その所管する都道府県公安委員会に許可をもらう。

○第二十八条の距離制限規定を大麻提供営業にも準用し、学校・図書館・児童福祉施設等から二百メートルの区域内に営業所を設置することを禁止する。

○都道府県が条例によって、大麻提供業者の営業所の設置禁止区域の設定や、営業時間の制限を定めることを認める。

第二種大麻取扱者及び大麻使用資格者にかかる規制